

令和7年度 佐賀県立鳥栖商業高等学校〔一般選抜〕募集要項

※令和6年11月22日(金)現在

佐賀県立鳥栖商業高等学校 〒841-0076 鳥栖市平田町1110 番地 8
TEL 0942-83-2153 FAX 0942-81-1020

1 募 集

(1) 募集定員

商 業 科	情報管理科	合 計
120 名	40 名	160 名

※商業科と流通経済科を一括して、「商業科」として募集する。

(2) 応募資格 佐賀県教育委員会が定めた応募資格を有する者。

2 出 願

出願期間、出願方法、出願手続については、佐賀県教育委員会が作成した佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項の定めるところによる。

3 志願の変更

(1) 志願の変更

志願者は、志願先高等学校、志望学科及び学科の志望順位を1回に限り変更することができる。

(2) 志願変更期日

ア 他校への志願変更を願い出る期日は、令和7年2月21日(金)9時～14時、2月25日(火)9時～12時とする。

イ 他校から本校への志願変更を願い出る期日は、令和7年2月26日(水)9時～12時とする。

ウ ア・イともに郵送による手続きは認めない。(県外及び海外からの志願者には特例あり)

エ 本校に出願後、本校の志願学科及び志望順位を変更する場合は、ア・イ・ウに準ずる。

4 学力検査

学力検査は、県教育委員会が作成した問題によって行う。

(1) 学力検査場 本校

(2) 検査実施教科 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

(3) 検 査 日 時

月 日 (曜)	第1限	第2限	第3限
	9:20～10:10	10:30～11:20	11:40～12:30
3月4日(火)	国 語	理 科	外国語 (英語)
3月5日(水)	社 会	数 学	

志願者は1日目は**8時35分**までに、2日目は**8時50分**までに本校検査場廊下に集合すること。(本校職員が誘導する)

5 面 接

(1) 面接の趣旨

入学者選抜における面接は、志願者の校内外における活動状況、学習意欲、志望の動機、進路意識等についての理解を一層深め、この結果を学力検査の成績、調査書及びその他必要な書類とともに、選抜の総合審査の資料とするために実施するものである。

(2) 面接の対象

面接は、志願者全員を対象として行う。

(3) 面接の実施日時・場所

ア 実施日時

令和7年3月5日(水)の学力検査終了後に行う。

イ 場所 本校

(4) 面接方法

面接は集団面接とする。

(5) 面接の欠席者の取り扱い

面接を欠席した志願者に対しては、改めては面接を行わない。
(追検査対象者を除く)

6 携帯品

(1) 携帯品

受検票、筆記用具、上履き、下足袋、防寒具

2日目は弁当、書籍類(待ち時間用)

(2) 筆記用具に関する注意事項

ア 筆記用具とは、鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規または三角定規である。以上のものを忘れないように用意すること。

イ 答案は、すべて鉛筆またはシャープペンシルで書くこと。(万年筆、ペン及び色鉛筆は使用しないこと)

ウ 分度器機能のある定規、格言や英文字入りの筆記用具、下敷は使用しないこと。

(3) 携帯品に関する注意事項

受検票、筆記用具、時計以外の物は、携行したカバン・バック等に入れて、指定された場所に置くこと。

計算機能、辞書機能等、計時以外の機能のある時計(それらの機能の有無の判別しづらいもの)の携帯を禁止する。

また、携帯電話ほか通信機能を有する機器は、校地内へ持ち込まないこと。無断で持ち込んだ際は、不正行為と見なす場合がある。

7 感染症対策

(1) マスク着用について

マスクの着用は任意とする。

(2) コートなどの防寒具について

会場は、換気のため常時、一部窓を開放しているので、志願者は、防寒具を着用して構わない。

8 追検査

対象者、申請期間、申請方法、申請手続、学力検査要領等については、佐賀県教育委員会が作成した佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項の定めるところによる。

9 合格者の発表

合格者の発表は、令和7年3月12日(水)9時に本校体育館前で行う。志願者の選抜結果については、関係中学校長に通知し、本校のホームページに合格者の受検番号を掲載する。

なお、電話での問い合わせには一切応じない。

10 合格者の登校

(1) 合格者は令和7年3月13日(木)9時30分までに、保護者同伴のうえ、筆記用具を持って、本校体育館に集合すること。

なお、無届けで説明会を欠席した場合は、合格を取り消すことがある。

(2) 合格者説明会后、物品の販売などがあるので5万円程度のお金が必要である。

11 入学式

令和7年4月9日(水)本校体育館

(受付:9時00分～9時30分 式典:10時00分～)

12 その他

入学辞退者は、保護者と出身中学校長が連署名した文書をもって本校校長あて速やかに届け出ること。

受検者の送迎で、車の学校への乗り入れは避けること。

この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合は、県教育委員会の指示に従うものとする。